

別添一1 検査申請に必要な図書等

1.中間検査

(1)提出部数は各1部です。ただし*印は2部提出してください。

・代理者への委任状又はその写し

・中間検査申請書（施行規則別記第26号様式）

第4面には、中間検査までの工事監理の状況について記載してください。

検査申請書を1部、別途第2面から第4面を1部提出してください。

（検査申請書第1面の日付欄に日付が記載されていることを確認してください。）

（検査申請書第1面の工事監理者が第2面の工事監理者の欄に記載されていることを確認してください。）

・他機関等で確認を受けている場合は、当該確認済証（及び申請書副本）

提示とともに、その写しを添付してください。原本と写しの内容の照合を行います。

・軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等の写真（検査の特例の場合）

・その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため、特に必要があると認めて規則で定める書類等

・規則第3条の2に規定する軽微な変更がある場合は、

軽微な変更説明書（中間検査申請書第3面11.欄別紙）

（同一の軽微な変更についてすでに提出している場合を除く。）

* 軽微な変更説明書は、軽微な変更に該当する理由を記載してください。

(2)あらかじめの検討を行った場合

・確定事項説明書（検査申請書第3面備考欄別紙：確定内容があらかじめの検討の範囲にあることの確認を記載してください。）

2.完了検査

(1)提出部数は各1部です。ただし*印は2部提出してください。

・代理者への委任状又はその写し

・完了検査申請書（施行規則別記第19号様式）

第4面には、完了検査までの工事監理の状況について記載してください。

（中間検査を受けたものにあつては、直前の中間検査以降の工事監理の状況について記載してください。）

検査申請書を1部、別途第2面から第4面を1部提出してください。

(検査申請書第1面の日付欄に日付が記載されていることを確認してください。)

(検査申請書第1面の工事監理者が第2面の工事監理者の欄に記載されていることを確認してください。)

- ・他機関等で確認、中間検査を受けている場合は、当該確認済証（及び申請書副本）、中間検査合格証（添付図書を含む。)

提示するとともに、その写しを添付してください。原本と写しの内容の照合を行います。

- ・軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等の写真（検査の特例の場合）
 - ・都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合にあっては当該認定に係る認定書
 - ・その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため、特に必要があると認めて規則で定める書類等
 - ・施行規則第3条の2に規定する軽微な変更がある場合は、
 - * 軽微な変更説明書（完了検査申請書第3面10.欄別紙）
- (同一の軽微な変更についてすでに提出している場合を除く。)

軽微な変更説明書は、軽微な変更該当する理由を記載してください。

(2)追加説明書を求められた場合

- * 完了検査追加説明書（添付図書等を含む。)
- * 変更後の建築計画概要書（計画変更がある場合）

(3)あらかじめの検討を行った場合

- ・確定事項説明書（検査申請書第3面備考欄別紙：確定内容があらかじめの検討の範囲にあることの確認を記載してください。)

(4)建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合

- ・適合性判定に要した図書（当機関で判定を受けた場合は、計画書申請時に同意書を添付することによって省略できます。)
- * 変更後の計画が省エネ基準に適合することを示す書類（省エネに係る変更が行われている場合）
- ・省エネ基準工事監理報告書（申請書第4面別紙）

(5)設計住宅性能評価の評価又は長期優良住宅の技術的審査を受けた場合

- ・評価または審査に要した図書（当機関で判定を受けた場合は、計画書申請時に同意書を添付することによって省略できます。)
- * 変更後の計画が温熱環境・エネルギー消費量に適合することを示す書類（省エネに係る変更が行われている場合）

(6)設計住宅性能評価の評価及び建設住宅性能評価を受けた場合

・評価または審査に要した図書（当機関で判定を受けた場合は、計画書申請時に同意書を添付することによって省略できます。）

*変更後の計画が温熱環境・エネルギー消費量に適合することを示す書類（省エネに係る変更が行われている場合）

・検査報告書（十号様式）

仮使用認定に必要な図書等

1. 提出部数は正・副 2 部です。

・代理者への委任状又はその写し（仮使用認定から引受ける物件）

・仮使用認定申請書（施行規則別記第 34 号様式）

・各階平面図

・二面以上の断面図

・耐火構造等の構造詳細図

・配置図

・安全計画書

※施行令第 147 条の 2 規程する建築物のばあいは安全計画書に代えて工事計画書・安全計画書の提出が必要です。

・その他基準に適合することの確認に必要な図書